

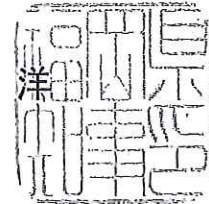
# 産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県京都郡苅田町港町30番地の7

氏名 株式会社河本商事  
代表取締役 河本 啓次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川



許可の年月日 平成 28 年 8 月 1 日

許可の有効年月日 平成 33 年 7 月 31 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)

中間処理 (破碎 (移動式を含む。)) : ガラスくず等 (自動車等破碎物を除く。)、がれき類 以上2品目

中間処理 (破碎) : 廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず 以上4品目

中間処理 (選別) : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上7品目

中間処理 (脱水) : 汚泥 (無機性に限る。) 以上1品目

中間処理 (造粒固化) : 汚泥 (無機性に限る。) 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)

破碎施設 (移動式兼用) 設置場所 福岡県京都郡苅田町港町30番7

設置年月日 平成10年8月20日

処理能力 ガラスくず等 61t/日 (8時間)

がれき類 916t/日 (8時間)

破碎施設 : 取扱品目 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

設置場所 福岡県京都郡苅田町港町30番7

設置年月日 平成18年10月31日

処理能力 (80mmスクリーン使用)

廃プラスチック類 1.88t/日 (8時間)

紙くず 1.29t/日 (8時間)

木くず 2.47t/日 (8時間)

繊維くず 3.06t/日 (8時間)

選別施設 : 設置場所 福岡県京都郡苅田町港町30番7

設置年月日 平成18年10月31日

処理能力 9.0t/日 (8時間)

(以下裏面記載)

脱水施設：設置場所 福岡県京都郡苅田町港町30番7

設置年月日 平成26年10月1日

処理能力 9.6m<sup>3</sup>/日(8時間)

造粒固化施設：設置場所 福岡県京都郡苅田町長浜町5番20

設置年月日 平成28年3月22日

処理能力 304m<sup>3</sup>/日(8時間)

以下余白

### 3. 許可の条件

- (1) 移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。
- (2) 破砕施設については、80mmスクリーンを使用すること。
- (3) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は16m<sup>3</sup>以内とすること。
- (4) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず等、繊維くず、ゴムくず)の保管数量はそれぞれ6m<sup>3</sup>とすること。
- (5) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ふるい下残さ)の保管数量は4m<sup>3</sup>とすること。
- (6) 造粒固化処理については、処理後物が次の基準に適合するよう処理すること。  
・ 土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

以下余白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成10年10月28日 変更許可により中間処理(破砕(移動式))を中間処理(破砕(移動式を含む。))に変更
- 平成13年 8月 1日 更新許可
- 平成18年 8月 1日 更新許可
- 平成19年 2月27日 変更許可により中間処理(選別)の追加及び中間処理(破砕)に係る取扱品目(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず)の追加
- 平成21年 7月14日 変更許可により中間処理(破砕(移動式を含む。))に係る取扱品目(ガラスくず等)の追加
- 平成23年 8月 1日 更新許可
- 平成27年 3月11日 変更許可により中間処理(脱水)の追加
- 平成28年 7月22日 変更許可により中間処理(造粒固化)の追加
- 平成28年 8月 1日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無